

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、<u>商品の名称及び分類についての統一システム</u> (以下「<u>統一システム</u>」という。) の関税分類番号 (原産地に関する照会の場合に限る。)、<u>銘柄及び型番並びに貨物の説明</u></p> <p>iii 照会に係る貨物の単価 (原産地に関する照会の場合を除く。)</p> <p>iv ~ x (省略)</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各 1 通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</p> <p>(イ) 照会者が次の i から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000) 又は<u>次の i、ii 及び iv から x までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」</u> (C-1000-2) (以下この項において「照会書」という。)</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>iii 照会に係る貨物の単価</p> <p>iv ~ x (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ)及び(ニ) (省略)</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等</p>	<p>(同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p> <p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の<u>照会書と割印をし</u>、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</p> <p>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>(ハ)及び(ニ) (同左)</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(5) 文書回答手続等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>(ロ) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変</p>	<p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、<u>押印した上</u>、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>(ロ) （同左）</p> <p>(6) （同左）</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注） 関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変</p>	<p>更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注） 関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、<u>押印した上</u>、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(8) 意見の申出 イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>へ （省略）</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p>	<p>更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(8) 意見の申出 イ～ニ （同左）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、<u>その写しに押印の上</u>、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(7)に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>へ （同左）</p> <p>(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い 輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつた上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量がなくなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (省略)</p>	<p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの</p> <p>i 上記(7)のイ（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記(7)のイの(ロ)の i ただし書（上記(8)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつた上、これを返還するものとする。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記(7)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量がなくなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (同左)</p> <p>(10) (同左)</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(イ) 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項の記載を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>(ロ) 評価照会書の所定欄に必要事項の追記を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要の調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p>	<p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）」(C-1000-14) 又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）」(C-1000-17) を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>(イ) 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。) の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項の記載を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>(ロ) 評価照会書の所定欄に必要事項の追記を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。</p> <p>なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要の調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と<u>ともに</u>保管する。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>(5)及び(6) （省略）</p> <p>(7) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する評価回答書の交付等</p> <p>(イ) 担当税関は、評価照会書の内容が文書回答の対象となる場合には、評価回答書に必要回答事項を記載し、これを原本として、首席関税評価官等名で、照会者に評価照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し又は送達することにより回答を行うものとする。また、総括関税評価官及び他関についても評価回答書の写しを送付する。</p> <p>(注) 評価照会書と評価回答書が同一案件であることを確保するため、担当税関が評価照会書に付与した登録番号を評価回答書にも付すものとする。</p> <p>(ロ)及び(ハ) （省略）</p> <p>(8) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 総括関税評価官から指示を受けた担当税関は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかわる「事前教示回答書（C-1000-9）」（以下この項において「変更通知書」という。）の「回答及び理由」欄</p>	<p>また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と<u>割印をし、</u>保管する。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>(5)及び(6) （同左）</p> <p>(7) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する評価回答書の交付等</p> <p>(イ) 担当税関は、評価照会書の内容が文書回答の対象となる場合には、評価回答書に必要回答事項を記載し、<u>押印した上、</u>これを原本として、首席関税評価官等名で、照会者に評価照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し又は送達することにより回答を行うものとする。また、総括関税評価官及び他関についても評価回答書の写しを送付する。</p> <p>(注) 評価照会書と評価回答書が同一案件であることを確保するため、担当税関が評価照会書に付与した登録番号を評価回答書にも付すものとする。</p> <p>(ロ)及び(ハ) （同左）</p> <p>(8) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 総括関税評価官から指示を受けた担当税関は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかわる「事前教示回答書（C-1000-9）」（以下この項において「変更通知書」という。）の「回答及び理由」欄</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。さらに、評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として評価照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。</p> <p>なお、評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記(11)ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の評価回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記(ロ)の i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記(ロ)の ii により交付し、又は送達した新たな評価回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記(ロ)の i 又は(ロ)の ii によるものとする。</p> <p>ロ及びハ (省略) (9)～(13) (省略)</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p>	<p>に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。さらに、評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として評価照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。</p> <p>なお、評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記(11)ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として、交付済又は送達済の評価回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記(ロ)の i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記(ロ)の ii により交付し、又は送達した新たな評価回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記(ロ)の i 又は(ロ)の ii によるものとする。</p> <p>ロ及びハ (同左) (9)～(13) (同左)</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (省略) ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理 イ 検討部門の事務処理 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p>	<p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (同左) ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、<u>「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ(通知)(関税評価回答用)」(C-1000-20)を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理 イ 検討部門の事務処理 検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>i 「事前教示に係る補足説明書」(C-1002) (以下この項において「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。</p> <p>ii 照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p> <p>また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>（ハ）及び（ニ） （省略）</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる場合</p> <p>（イ） 検討部門は、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）」（C-1000-23）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p> <p>また、上記(4)のイの（ハ）ただし書により税関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料その他の当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを統括審査官（減免税総括部門）に送付するものとする。</p>	<p>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と<u>割印をし、照会書</u>とともに保管するものとする。</p> <p>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。</p> <p>また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</p> <p>（ハ）及び（ニ） （同左）</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 文書回答の対象となる場合</p> <p>（イ） 検討部門は、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）」（C-1000-23）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、<u>押印した上、</u>これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p> <p>また、上記(4)のイの（ハ）ただし書により税関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料その他の当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを統括審査官（減免税総括部門）に送付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（注） 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は、統括審査官（減免税総括部門）から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税関限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする。</p> <p>（ロ）（省略）</p> <p>ハ（省略）</p> <p>（6） 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>（ロ） 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p> i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-23）（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注） 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認</p>	<p>（注） 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は、統括審査官（減免税総括部門）から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税関限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする。</p> <p>（ロ）（同左）</p> <p>ハ（同左）</p> <p>（6） 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>（イ）（同左）</p> <p>（ロ） 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p> i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-23）（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注） 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び輸入申告予定官署の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(7) 意見の申出 イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、統括審査官（減免税総括部門）から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p>	<p>められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から 3 ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び輸入申告予定官署の名称等を朱書し、<u>押印した上</u>、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあつては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、<u>押印した上</u>、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(7) 意見の申出 イ～ニ （同左）</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、統括審査官（減免税総括部門）から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、<u>その写しに押印の上</u>、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(6)に準じて変更通知書又は新たな回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の検討部門へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>へ （省略）</p> <p>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</p> <p>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) （省略）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。</p> <p>i 上記(6)のイ（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記(6)のイの(ロ)のiのただし書（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(6)のイの(ロ)のiのただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告がされたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつた上、これを返還するものとする。</p>	<p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(6)に準じて変更通知書又は新たな回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の検討部門へ、その旨連絡するものとする。</p> <p>へ （同左）</p> <p>(8) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い</p> <p>輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ)～(ニ) （同左）</p> <p>(ホ) 上記(イ)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。</p> <p>i 上記(6)のイ（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</p> <p>ただし、上記(6)のイの(ロ)のiのただし書（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(6)のイの(ロ)のiのただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告がされたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合にあつては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつた上、これを返還するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、当該申告以降において輸入申告等が予定されていない場合又は上記(6)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (省略)</p> <p>(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p>	<p>る。</p> <p>なお、当該申告以降において輸入申告等が予定されていない場合又は上記(6)のイの(ロ)の i ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</p> <p>ii (同左)</p> <p>(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等) 7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「<u>インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（減免税回答用）</u>」（C-1000-26）を作成し、これらを電磁的記録として<u>電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p>